

習志野市選挙管理委員会議事録

平成30年第6回定例会

○開催日時

平成30年9月3日(月)午前9時00分～午前10時00分

○場所

市役所2階会議室3

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	金子 光 雄	出席	
委員長職務代理者	田 畑 富三夫	出席	
委員	中 野 隆	出席	議事録署名
委員	染 谷 雅 美	出席	

○付議事項と審議結果

上程7件中「承認7件」「不承認0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第18号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて	承認
議案第19号 選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第20号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて	承認
議案第21号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて	承認
議案第22号 在外選挙人名簿から抹消することについて	承認
議案第23号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について	承認
議案第24号 通称認定について	承認

○その他

報告 第1号 専決処分した事件の報告について

●-----●
< 発 言 要 旨 >

【委員長】

只今より、平成30年度第6回選挙管理委員会を開会します。

会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により、中野委員を指名します。

本日の議案は選挙人名簿に登録する者を定めることについて、他6件について審議します。

それでは、はじめに「議案第18号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第18号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を事務局長より説明する。

（選挙人名簿を回付して確認する。）

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

ないようですので原案のとおり決定します。

次に「議案第19号 選挙人名簿から抹消することについて」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第19号 選挙人名簿から抹消することについて」を事務局長より説明する。

（抹消選挙人名簿を回付して確認する。）

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と言う声あり。）

ないようですので原案のとおり決定します。

ここで議案第20号に入る前に「報告第1号専決処分した事件の報告について」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「報告第1号専決処分した事件の報告についてについて」を
事務局長より説明する。

この後、議案第21号として提出しますが、在外選挙人名簿に登録の移転をする者の内、1名から、過去在外選挙人名簿に登録されていたが、4月5日付けで市内に転入し8月19日再出国予定で8月16日に移転の申請がありました。

この方の申請を受け付けるためには登録されている在外選挙人名簿から、抹消されている必要がありますが、前回8月15日の委員会で削除しておらず在外選挙人名簿に登載されたままになっていました。申請時点ですでに転入から4か月が経過しているため抹消要件を満たしていましたので8月15日付で在外選挙人名簿より専決処分により抹消しました。なお、議案第18号で国内の選挙人名簿に一度登録し議案第21号で登録の移転を行う流れになります。

【委員長】

次に「議案第20号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第20号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を
事務局長より説明する。
(登録在外選挙人名簿を回付して確認する。)

【委員長】

只今の説明について、質疑ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

質疑なしと認めます。

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に「議案第21号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて」
を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第21号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて」を
事務局長より説明する。

先ほどの報告に補足ですが、今後は国内に転入したことが分かった時点で専決により在外選挙人名簿からの抹消を行っていきます。
(登録移転在外選挙人名簿を回付して確認する。)

【委員長】

質疑ありませんか。

(「はい」と言う声あり。)

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に「議案第22号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第22号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を
事務局長より説明する。

(抹消在外選挙人名簿を回付して確認する。)

【委員長】

質疑ありませんか。

(「はい」と言う声あり。)

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に「議案第23号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第23号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について」を
事務局長より説明する。

【委員長】

質疑ありませんか。

(「はい」と言う声あり。)

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

次に「議案第24号 通称認定について」を事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「議案第24号 通称認定について」を
事務局長より説明する。

前回の選挙管理委員会でご報告した通り、1名の立候補予定者より屋号を通称と

して使いたいという申し出が来ています。

通称認定は本名に変えて本名以外の呼称で、本名に代わるものとして広く通用しているものが認められています。

しかし、元々屋号は、家、商売と密接な関係があり、商業上の名前のため個人を特定するには至らないのではないかと思います。

今後も、このような申し出があるかと思われます。認定の判断は選挙長が可否を判断することとなっていますが、今後の立候補予定者のために習志野市の方針をあらかじめ決めておきたいと思います。

本来、立候補は戸籍の名によるということを鑑みると、ひらがな表記、片仮名表記以外については一件審査、ただし屋号についてはその成り立ちなどを考えると、今後は屋号では通称認定はしない旨を明確に打ち出したいと思います。ご審議をお願いします。

【委員】

他市ではどのような取り扱いをしていますか。

【事務局】

近隣市に確認を取ったところ、千葉県は屋号は認めていませんでした。おそらく全県下に広く知れ渡る屋号はありえないという判断からです。

千葉市は明文化はしていないが、一件審査の中で広く知れ渡っているかどうかを基準に決めているようです。

市原市、八千代市は、屋号は認定していないということを手引きの中で明文化しているようです。

近隣市で屋号を認めている市は基本的にないと考えられます。

他に質疑ありませんか。

(「はい」と言う声あり。)

本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

ないようですので原案のとおり決定します。

【委員長】

その他、事務局より何かあればお願いします。

【事務局】

9月議会についてご報告します。

今回は2名の議員から一般質問があります。一人は鮎川議員です。前回の定例会での一般質問の続きになります。投票区、投票所についてと、高校生の登用についてになるかと思しますので、答弁の中でも、このことについて周知していきたいと思います。

もう一人は平川議員です。一つは、平成27年の選挙の開票における立会人のチ

ェックに時間がかかったことについて、二つ目が委員長の立場についてです。この二つに関しては、これまで通りです。今回新しく加わった質問は、おそらく新聞記事をもとにした質問かと思いますが、滋賀県甲賀市の白票による投票結果の調整について関連したものになると思われます。もう一つは、期日前投票所の投票箱の管理についてです。

【委員長】

質疑ありませんか。

ないようですので、第6回定例会を閉会します。